

★ News 令和7年度税制改正をめぐって 対応の留意点と、“年収の壁”の概要

“所得税の壁”

“住民税の壁”

“社会保険の壁”

令和7年度(2025年度)税制改正により、いわゆる“年収の壁”について、所得税が課される“年収103万円の壁”は、“年収160万円の壁”(給与所得控除65万円+基礎控除95万円)に引き上げられました。改正に伴い、住民税はどう変わるのか？ また令和7年度では変更のない社会保険料を課されることになる“年収106万円の壁”“年収130万円の壁”とは？

所得税“160万円の壁”

所得税改正への当面の対応と、他の“年収の壁”の概要・留意点をまとめました。

■ 所得税

(→ニュース5月号で既報)

＜基礎控除・給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族の所得要件の改正＞

【令和7年の源泉徴収事務】

- ・令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
- ・改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年12月に行なう年末調整、令和7年12月以後の源泉徴収事務から変わります。
- ・年末調整では、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。
(「源泉徴収税額表」は、令和8年分以後の「税額表」に改正が行われます。)

■ 住民税

＜給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族の所得要件の改正＞

- ・個人住民税は、前年中の所得に基づいて計算・課税されます。よって改正は、令和7年の1月1日から12月31日までの所得を基礎とする令和8年度の個人住民税に適用されます。
- ・住民税は自治体によって変わりますが、都市部の多くの自治体の非課税限度額は、合計所得45万円。給与収入だけの場合、年収190万円以下の人は、給与所得控除が最大10万円引き上げられ、55万円から65万円となり、年収110万円以下で非課税となります。

住民税“110万円の壁”

■ 社会保険

- ・年金制度改正法(2022年成立)により、企業などで働く従業員が加入対象となる「社会保険」(健康保険や厚生年金保険)について、労働者の加入要件が段階的に拡大され、令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の事業所で働く短時間労働者の、社会保険の加入が義務化されました。

〔短時間労働者の適用要件＝給与月額8.8万円以上(年収換算で約106万円)、週の労働時間20時間以上、2カ月超の雇用、学生でない人(以上のすべてに該当)

社会保険“106万円の壁”

社会保険“130万円の壁”

- ・年収が130万円を超える(諸手当・交通費を含む)と、配偶者の社会保険の扶養から外れ、上記加入義務の企業規模でない場合も、国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが生じます。

★ News 『年収106万円の壁』撤廃へ？

年金制度改革法案(国民年金法等の一部を改正する等の法律案)が5月30日衆院本会議で可決され、参院に送付されました。“106万円の壁”の年収要件の撤廃や企業規模要件の段階的撤廃が盛り込まれています。

〒462-0844

名古屋市中区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

